

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。指定管理者の指定期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、この業務により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、由布市の指示がある場合を除き、この業務に関して知ることのできた個人情報をこの業務の目的以外に利用し、又は由布市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この業務を処理するために由布市から引き渡された個人情報が記録された資料等を由布市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の返還等)

第7条 指定管理者は、この業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、由布市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 指定管理者は、この業務を処理するために由布市から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに由布市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、由布市が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又はこの業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。